

「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」

研究開発領域 事後評価

評価報告書

平成28年3月8日

国立研究開発法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター
「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」評価委員会

目 次

1. 評価の概要	1
1-1. 評価対象	1
1-2. 評価の目的	1
1-3. 評価委員	2
1-4. 研究開発領域の概要	3
1-5. 評価方法	7
2. 「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」研究開発領域の事後評価	8
2-1. 研究開発プロジェクトの選考及び領域の運営について	8
2-2. 研究開発領域の成果とその効果について	9
2-3. 研究開発領域の目標達成	12
2-4. 社会技術研究開発センターの今後の事業運営改善への提案等	12
参考1：検討経緯	13
参考2：戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の実施に関する規則（抜粋）	14

1. 評価の概要

社会技術研究開発センター「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」評価委員会は、科学技術振興機構の「戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)の実施に関する規則」(平成27年3月25日平成27年規則第121号)に基づき、同研究開発領域の事後評価を実施した。

1-1. 評価対象

「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」研究開発領域(領域総括:秋山 弘子/東京大学 高齢社会総合研究機構 特任教授)を評価の対象とした。

1-2. 評価の目的

研究開発領域の事後評価は、研究開発領域の目標の達成状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、今後の事業運営の改善に資することを目的とする。

1-3. 評価委員

本評価は社会技術研究開発センター「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」評価委員会が実施した。評価委員会の構成員は以下の通りである。

「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」評価委員会委員

役職	氏名	現職（平成28年3月時点）
委員長	吉村 洋	公益財団法人仙台市産業振興事業団 理事・FWBC 推進本部長／仙台フィンランド健康福祉センター事業創成国際館
委員	井上 由起子	日本社会事業大学 専門職大学院 教授
委員	小田 利勝	神戸大学 名誉教授
委員	勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局次長兼地域福祉課長
委員	加藤 伸司	東北福祉大学 総合福祉学部福祉心理学科 教授／社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センターセンター長
委員	丹波 史紀	福島大学 行政政策学類 准教授／うつくしまふくしま未来支援センター 地域復興支援部門 地域復興支援担当マネージャー
委員	藤井 博志	神戸学院大学 総合リハビリテーション学部社会リハビリテーション学科 教授
委員	藤森 克彦	みずほ情報総研株式会社 社会保障・藤森クラスター 主席研究員
委員	安村 誠司	福島県立医科大学 医学部公衆衛生学講座 教授

1-4. 研究開発領域の概要

研究開発領域の設置期間は、平成 22 年度から平成 27 年度の 6 年間としている。本領域は、複数のプロジェクトを実施することで領域における研究開発を推進する。領域運営の責任者として領域総括を配置し、研究開発領域のマネジメントを行っている。また、領域総括に対し専門的助言を行う領域アドバイザーを配置している。

研究開発領域の目標と概要については、以下のとおりである。

1-4-1. 研究開発領域の名称・領域総括

研究開発領域名：「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」

領域総括：秋山 弘子（東京大学高齢社会総合研究機構 特任教授）

1-4-2. 研究開発領域の目標

本研究開発領域で達成しようとする目標は以下の通りである。

- (A) 高齢社会に関わる問題について、地域やコミュニティの現場の現状と問題を科学的根拠に基づき分析・把握・予測し、広く社会の関与者の協働による研究体制のもとに、フィールドにおける実践的研究を実施し、その解決に資する新しい成果（プロトタイプ）を創出する。
- (B) 高齢社会に関わる問題の解決に資する研究開発の新しい手法や、地域やコミュニティの現場の現状と問題を科学的に評価するための指標等を、学際的・職際的知見・手法に基づき体系化し提示するための成果を創出する。
- (C) 本領域の研究開発活動を、我が国における研究開発拠点の構築と関与者間のネットワーク形成につなげ、得られた様々な成果が、継続的な取り組みや、国内外の他地域へ展開されることの原動力となること、また多世代にわたり理解を広く促すことにつなげる。

なお、本領域におけるコミュニティとは、行政区、学区等に限らず、共通の目的、価値に基づいて活動する人々の集まりや、企業、コンソーシアム等の団体、関連する職種等のコミュニティに関わる現場も対象とする。

1-4-3. 研究開発領域の概要

(1) 研究開発領域の設立経緯および必要性

我が国は、2025年には65歳以上の人口が総人口の約30%を超えるとされている。75歳以上の高齢者の急激な増加が特徴的であり、特に都市部における増加が顕著となり大きな地域差が生じることが予想されている。このような状況で起こり得る問題の予測は非常に困難であり、我が国がおかれている現状を正確に把握し、問題点を洗い出し、対策の検討に向けた研究開発の実施が急務である。

高齢社会に関する問題は、従来の学問体系における個別分野に特化した研究開発だけでは対

処しきれない。高齢者自身の心理状態、身体状態、社会的立場等をも考慮するべく、学際的な視点を持つ取り組みが求められる。加えて、研究者と現場の関与者との連携の下、問題解決に向けて分野横断的に研究開発を推進する仕組みを整備し、現実社会における問題解決に資する具体的な技術や手法等の実証を伴った研究開発へ繋げていくことが求められる。そのためには、研究開発そのものを地域で展開していく必要がある。ここでは、価値観の提示、創出が求められることもあり、トランスサイエンスの様相を濃くする。

確かに、高齢社会に関する研究開発自体は、これまでも国や民間の各種研究開発助成などにより、実施されてきた。しかし、現実社会における課題解決に向けて、コミュニティでの活動を伴う実証実験型の研究開発とは適合しない場合が多い。また研究開発規模として自然科学系分野が大きなウェイトを占め、人文・社会科学系分野の参画が少ない。こうした状況は、具体的な社会問題の解決に資する成果を得る上で、望ましくない。

さらに、高齢社会の様態や、コミュニティが実際に直面する具体的な問題は全国一律ではない。そのため、都市部や過疎地等の多様なコミュニティ特性に応じて、課題を整理し、それに基づく社会システムを構築していく観点も重要となる。このため、適切に地域やコミュニティを設定した上で、社会問題の解決に資する具体的な技術や手法等について実証を行い、その成果を広く共有していくことも重要となる。こうした観点を踏まえることによって、効果的な高齢社会の先進モデル構築につながると考えられる。

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）社会技術研究開発センター（RISTEX）では、社会における様々な具体的な問題解決のための仕組みを構築するとともに、異分野の研究者と現場の関与者が参加する協働を進め、実証を伴った研究開発実績を積み重ねることで、新しい社会的・公共的価値の創出に貢献してきた。こうした背景を踏まえ、高齢社会に関する問題についても、社会技術研究開発センターがこれまでのノウハウを十分に活かすことで、その解決に向けた取組を効果的・効率的に進めていくことが可能と思われることから、同センターが進める戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）において「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」という研究開発領域を設定し、研究開発を推進することとなった（以下、本領域と示す）。

以上の背景を鑑み、本領域では、高齢社会の問題解決にあたって、複数分野にわたる視点をバランス良く併せ持ったプロジェクトを公募した。その際、何らかの知識を得ることに留まらず、社会の問題解決に資する具体的な成果を創出することを求めた。

公募では、領域目標を達成するためのアプローチとして、あらかじめ2つの異なるカテゴリーを設け、領域の3つの研究開発目標に対して、カテゴリーⅠのプロジェクトの成果は（B）、カテゴリーⅡのプロジェクトの成果は（A）の達成を目指すものとした。また、カテゴリーによらず全プロジェクトを含む領域全体の活動として（C）の達成を目指すこととした。応募者には、応募の段階で以下に掲げるカテゴリーⅠ、カテゴリーⅡのどちらへの提案かを予め明示することを求めた。

カテゴリーⅠ

社会の問題を解決するための選択肢を提示しようとするもの
（研究開発のあり方や科学的評価のための指標等の体系化など）

カテゴリーⅡ

社会の問題の解決に資する具体的な技術や手法等について、その実証まで行うとするもの

(2) 研究開発プロジェクト・プロジェクト企画調査等

本研究開発領域で平成 22 年度から平成 24 年度までに採択した研究開発プロジェクトは、以下の通りである。プロジェクト企画調査は、研究開発プロジェクトへの提案を具体化するために半年間調査を行ったものである。実行可能性調査は、研究開発プロジェクトとしての実行可能性を 1 年間で調査し、その結果に基づき、あらためて採択・不採択についての評価を行うことを条件としたものである。

<平成 22 年度採択研究開発プロジェクト>

カテゴリー	研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職 (研究開発終了時点)	研究開発期間
Ⅰ	在宅医療を推進する地域診断標準ツールの開発	太田 秀樹	医療法人アスミス 理事長	3 年間 ※1
	新たな高齢者の健康特性に配慮した生活指標の開発	鈴木 隆雄	国立長寿医療研究センター 研究所長	3 年間 ※1
Ⅱ	ICT を活用した生活支援型コミュニティづくり	小川 晃子	岩手県立大学社会福祉学部 教授／地域連携本部 副本部長	3 年間 ※1
	セカンドライフの就労モデル開発研究	辻 哲夫	東京大学高齢社会総合研究機構 特任教授	3 年間 ※1

※1 平成 25 年度に事後評価を実施。

<平成 22 年度採択研究開発プロジェクト企画調査>

研究開発プロジェクト企画調査	研究代表者	所属・役職 (調査終了時点)	企画調査期間
自立高齢者の健康維持・増進と社会参加・社会貢献を包括するプログラム指針の検討	佐藤 眞一	大阪大学大学院 人間科学研究科 教授	6 ヶ月間
生涯現役高齢者が支える縮退都市の再活性化に関する企画調査	佐藤 俊郎	環境デザイン機構 代表取締役	6 ヶ月間

<平成23年度採択研究開発プロジェクト>

カテゴリー	研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職 (研究開発終了時点)	研究開発期間
II	「仮設コミュニティ」で創る新しい高齢社会のデザイン	大方 潤一郎	東京大学大学院 工学系研究科 都市工学専攻 教授	3年間 ※3
	高齢者の虚弱化を予防し健康余命を延伸する社会システムの開発	新開 省二	東京都健康長寿医療センター研究所 研究部長	3年間 ※3
	高齢者の営農を支える「らくらく農法」の開発	寺岡 伸悟	奈良女子大学文学部 人文社会科学 教授	3年間 ※3
	社会資本の活性化を先導する歩行圏コミュニティづくり ※2	中林 美奈子	富山大学大学院 医学薬学研究部 准教授	3年間 ※3
	高齢者による使いやすさ検証実践センターの開発	原田 悦子	筑波大学 人間系(心理学域) 教授	3年間 ※3

※2 平成26年度よりカテゴリーIからカテゴリーIIへ変更。

※3 平成26年度に事後評価を実施。

<平成24年度採択研究開発プロジェクト>

カテゴリー	研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職 (平成28年1月時点)	研究開発期間
I	高齢者ケアにおける意思決定を支える文化の創成	清水 哲郎	東京大学 大学院人文社会系研究科 特任教授	3年間 ※5
	認知症高齢者の医療選択をサポートするシステムの開発	成本 迅	京都府立医科大学 大学院医学研究科 精神機能病態学 准教授	3年間 ※5
II	健康長寿を実現する住まいとコミュニティの創造	伊香賀 俊治	慶應義塾大学 理工学部 教授	3年間 ※5
	広域避難者による多居住・分散型ネットワーク・コミュニティの形成	佐藤 滋	早稲田大学理工学術院/ 総合研究機構都市・地域研究所 教授/所長	3年間 ※5
	認知症予防のためのコミュニティの創出と効果検証	島田 裕之	国立長寿医療研究センター 老年学・社会科学 研究センター 予防老年学研究部 部長	3年間 ※5
	2030年代をみすえた機能統合型コミュニティ形成技術 ※4	小川 全夫	特定非営利活動法人アジアン・エイジング・ビジネスセンター 理事長	3年間 ※5

※4 平成24年度に実行可能性調査として採択。1年間の調査期間の後、領域における評価を経て、平成25年度に研究開発プロジェクトとして採択。研究開発期間は、実行可能性調査の期間を含めて3年間。

※5 平成27年度に事後評価を実施。

1-5. 評価方法

評価委員会は、評価の基本的な方法として、「ピアレビュー」と「アカウントビリティー」の両面から評価することとしている。「ピアレビュー」、すなわち当該研究開発領域に係る専門家としての専門的観点からの評価と「アカウントビリティー」、すなわち得られた研究開発の成果が投入された資源（資金、人）に対して十分見合ったものであるかという視点での妥当性、社会的意義・効果に関する評価を実施する。

評価にあたっては、本評価のために領域総括が作成した事後評価用資料（研究開発領域活動報告書・非公開）等と、評価委員会における領域総括によるプレゼンテーション・質疑応答及び評価委員による意見交換を基に行った。

2. 「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」

研究開発領域事後評価

2-1. 研究開発プロジェクトの選考及び領域の運営について

(1) プロジェクトの選考方針と選考における研究開発領域の目標との関連性

プロジェクトの選考基準として新規性や実行可能性のみならず、科学的手法に基づく成果測定、実施体制の学際性、プロジェクト終了後の持続可能性、成果が他地域でも適用できる普遍性が挙げられているが、これらの基準は、問題解決に向けた社会実験を伴うプロジェクトの選考基準として妥当なものとする。カテゴリⅠ（社会の問題を解決するための選択肢を提示しようとするもの）、カテゴリⅡ（社会の問題の解決に資する具体的な技術や手法等について、その実証まで行おうとするもの）に分けて募集したことも、種々の立場の研究者からの提案を受け付ける点で有効であったと思われる。選定にあたって、カテゴリの変更や実行可能性調査の採択枠を設定した点も柔軟な対応であった。

ただし、プロジェクトのカテゴリ分けについては、ⅠとⅡの違いが分かりにくい面もあり、カテゴリ分けをするのであれば、定義をより明確にすることが望ましい。加えて、カテゴリ分けによる研究開発経費の差が合理的なものかどうかの検証も必要と思われる。

(2) 研究開発プロジェクトのバランス等

研究開発要素を集約して、「ハード(施設・テクノロジー)ーソフト(システム・サービス)」と「虚弱ー健康」という2軸で高齢社会の課題を俯瞰し、その分野に適合するプロジェクトを選考したことは、重要な分野を落とさない意味で極めて有用であり、学際的、分野横断的なアプローチとして適切であったと考える。また、ある程度網羅的に複数分野から知見を得られるため、多様な問題を抱える地域にとって有益である。望ましくは、障害や疾病の悪化を防ぐための事後的な対策の観点も包含するために、公衆衛生で一般的に用いられる「一次予防(狭義の予防、保健・健康増進)・二次予防(疾病・障害等の早期発見・早期対応)・三次予防(リハビリテーション、福祉・介護等)」という分類、言い換えれば、対策・対応の時間軸のような視点もあると更によかったと考える。

(3) 領域アドバイザーの構成

高齢社会が抱える課題は多様であり、それらの解決のためには、あらゆる分野の理論や方法、技術を動員することが必要である。領域アドバイザーは、研究者のみならず、地域や住民レベルの活動にも造詣の深い有識者を含む多様な構成となるよう配慮されており、コミュニティにおいて高齢社会の多様な課題に様々な観点から取り組むことを目的とした研究開発領域として適切であった。

(4) 研究開発のアプローチ

取り組むべき課題として、①自立期間(健康寿命)の延長、②住み慣れたところでの日常生活

活の継続を支える生活環境の整備の2つをあげ、研究開発のアプローチとしてコミュニティの中で試行する社会実験であることを重視した。社会実験は多様な課題を抱える高齢社会の問題解決に向けた有効なアプローチであり、本領域の各プロジェクトの意義を高めている。また、マルチステークホルダーが協働して社会課題の解決に向けた研究開発を行う「アクションリサーチ」という研究スタイルを推奨し、定型化を図ろうとしたことは評価できる。

ただし、日本においてアクションリサーチはまだまだ発展途上であり、専門家が付いて指導する状況が無い中、アクションリサーチの確立の検討とプロジェクト実施を同時進行で行ったため、プロジェクトによって理解度の差や消化不足があったように思われる。問題解決型の研究方法はアクションリサーチだけでなく様々なものがあり、どの方法が適切かは問題と課題設定に応じて決められるべきであることから、より柔軟な対応があっても良かったと考える。アクションリサーチは学会での認知レベルがまだまだ緒についたばかりであるので、それぞれの学術分野でアクションリサーチに基づいた論文を書くことで発展させていただきたい。

(5) プロジェクトのマネジメント

研究開発領域の運営責任者である領域総括に専門的助言を行う領域アドバイザーを配置するとともに、プロジェクト毎に領域アドバイザー複数名を担当させ、研究開発プロジェクトを支援するマネジメントは、領域全体の研究開発目標との整合性と発展性を担保する上で有効であったと思われる。また、研究開発がプロジェクト側と対話・協働型で行われており、各プロジェクトの目標達成にも有効であったと思われる。例えば、伝統的な科学的データの収集に重きが置かれがちなプロジェクトに対しては、コミュニティと協働して問題解決にあたるように意見交換が行われており、こうした軌道修正は極めて重要であったと考える。ただし、関与する際の役割や責務について、より明確にしたほうが効果的であったと思われる。

サイトビジットは、プロジェクトの進捗状況を把握することのみならず、領域マネジメント側の関与による「関与者とプロジェクトの連携」を強める効果があり、コミュニティの積極的な参画につながったと思われる。また、サイトビジットへの他プロジェクトメンバーの参加やネットワーク構築活動が図られ、プロジェクト間の連携や領域活動の重層化が促進された。

一方、コアメンバーが実践者のみで構成されているプロジェクトや保健医療福祉の専門家が含まれていないプロジェクトが存在したり、あるいは「コミュニティとの協働による問題解決」という点で物足りないプロジェクトが散見されており、こういった点についてはもっと踏みこんで助言することでよりよい成果を得られたのではないかと思われる。

2-2. 研究開発領域の成果とその効果について

(1) プロジェクト成果における領域目標の達成への貢献

本研究開発領域としての成果目標は、大きく次の2点であった。

- ① 身体・認知機能の維持・改善による健康寿命の延長。健康寿命の延長により、「就職、結婚、子育て、退職、老後」といった画一的な人生モデルから、人生90年時代の新たな人生設計のあり方へのチャレンジとなる社会技術の提示
- ② 「支援を必要とする高齢者」が住み慣れたところで安心して自分らしく暮らせる生活環境を整備する社会技術インフラの構築の提案

このような目標のもと本研究開発領域では、アクティブシニアの活動支援、健康づくり、安心して暮らせるまちづくりといった分野で社会実験を行い、他地域でも活用できる成果をあげたプロジェクトが多く生み出された。すでに他地域への波及が具体的に進もうとしているプロジェクトや、厚生労働省との対話を通し高齢者の雇用・就業環境の整備に貢献しているプロジェクト、また、今後の展開に大いに期待できるプロジェクトもあった。一方で、「コミュニティとの協働による問題解決」という点では物足りないプロジェクトや、「コミュニティで創る」の意味の理解が異なるプロジェクトもあり、全体的な整合性に欠ける点があったように思われる。また、プロジェクトによっては、成果が限定的なものや、費用対効果が十分ではないものもあった。平成 24 年度採択プロジェクトでは、「高齢者ケアにおける意思決定」や「認知症予防」、「認知症高齢者の医療選択」等、比較的難しく、時間の要する課題であるがための制約があったことも否めない。以上のように惜しまれる点はあるものの、全体としては、概ね領域の目標に沿って、一定の成果が達成されたものと評価する。

(2) 領域としての活動

本研究開発領域の特徴として、アクションリサーチ委員会、情報発信委員会、ネットワーキング委員会が設置されたことがあげられる。各プロジェクトの成果がこれら 3 つの委員会に集約され、知見の集積と共有化が志向されたことは、ユニークな展開であり、この方向に領域全体が動いた点は高く評価できる。また、アウトリーチ活動として、成果や知見を対外的に発信する機会を多く設けたことは、国費による研究開発活動として適切であり、プロジェクト関与者の動機付けにもつながったと思われる。目指す高齢社会像として、高齢者を「支えられる側」から「支える側」へと視点を変更させようとした点も望ましいものであった。

各プロジェクトの成果のまとめは、領域総括や領域アドバイザーとの対話と協働により行われたものと思われるが、「コミュニティで創る」が、必ずしも全てに活かされていないことは残念である。また、領域としては、「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」を実現していく上での解決困難な課題や問題の核心は何かということまで吟味、検討し、人口構造の大転換に伴う高齢化問題に対応しうる将来像を明確に描くところまで進んで欲しかった。このような大規模な研究開発でこそ従来とは異なる発想と洞察に基づいたシナリオ分析と、それに伴うシミュレーション分析をやるべきではないかと考える。

なお、領域として「コミュニティ」を関与集団から地域社会まで幅広く捉えて定義しているため、プロジェクトによっては「コミュニティ」が具体的に何を指すのかが分かりにくく、そのことが、プロジェクトの成果が本来目標としたものかどうかの判断を困難にした側面があった。コミュニティという言葉の使い方について、より明確な整理がなされれば、もっと理解しやすいものとなったと思われる。加えて、プロジェクト名において、「コミュニティづくり」、「コミュニティの創出」「コミュニティ形成」など、つくることが様々に表現されたことも目標の理解を困難にした側面があった。

【アクションリサーチ委員会】本委員会は、研究開発を通じて得られた知見を広くプロジェクトメンバーと共有するとともに、委員会での議論内容を資料の提供や勉強会等によりプロジェクト活動に反映させるよう活動が行われた。地域の問題解決に携わるステークホルダー（行政・NP

〇等) 向けの入門書として、「高齢社会のアクションリサーチ～新たなコミュニティ創りをめざして～」という書籍が発刊された。本領域のいくつかのプロジェクトを取り上げながら実践的な内容が盛り込まれている。今後アクションリサーチを発展させていくには、効果測定指標の有り方や定性的なデータの活用法など課題があるものの、こうした書籍を発刊できたことを高く評価したい。今後、プロジェクトの中からアクションリサーチのスタイルでの論文発表がされるよう期待したい。

【情報発信委員会】本委員会では、領域全体としての情報発信に向けて、成果・知見をまとめるための「情報整理用フォーマット」が作成された。「情報整理用フォーマット」は、各プロジェクトについて横串をさすものでもあり、領域における研究開発の集大成の意味を持つのではないかと思われる。他地域での展開に備え、実際の活動プロセスに加え、プロジェクト推進で得られた一般化のためのヒントとして、「成功の秘訣」と「失敗談・留意すべきこと／改善要望」を時系列的にモデル化し、普遍性を意識しながらまとめており、有用な資料となりえると思われる。また、他地域で新たにコミュニティづくりを始めようとする人々にとっても有効なものとなりうると考える。

評価委員会への報告では寺岡プロジェクトの情報整理用フォーマットが例示されて効用の説明があった。フォーマットは、2つのプロジェクトの試行版から改定を経て作成され、そのフォーマットで各プロジェクトが作成した情報整理用フォーマットを委員会が集約していると聞いている。但し、その情報整理用フォーマットに横串を刺すような整理は遅れているようである(2016年3月現在)。アクションリサーチの体系化にも貢献できると思われるため、速やかに領域全体としての成果や知見を整理することを期待する。

また、「一般化のためのヒント」は、項目が細部に亘るきらいがあるため、第三者が有効に利用するためには、研究代表者による整理だけでなく、プロジェクトをより俯瞰して見ることができる領域アドバイザーが関与し、更なる普遍化、一般化を図るべきと考える。今後の情報整理や展開の方向性を考えるにあたっては、この情報を誰が使うのかという視点でも検討されるとよいと考える。ネットワーキング委員会では関与者として行政の重要性を指摘していることから、行政が各事業を遂行する際に研究者や実践者をどのように関与させるかを示すなど、主体を行政においてまとめる視点を組み入れるとよいのではないかと考える。

【ネットワーキング委員会】本委員会では、「コミュニティの高齢化課題解決型センター構想」の実現に向け、学際的・職際的な協議体の構築や研修事業、および研修者のつながりを強化するオンライン上の情報共有プラットフォーム事業を柱とした事業体制の検討が進められた。

2-3. 研究開発領域の目標達成

アクティブシニアの活動支援、健康づくり、安心して暮らせるまちづくりといった分野で実装実験を行い、他地域で活用できる成果をあげたプロジェクトが多く生み出された。ただし、「コミュニティで創る」が十分活かされておらず、プロジェクトやアウトカムが十分議論されていないがゆえに一般展開に難のあるプロジェクト、あるいは現場における実証調査に時間的制約や評価不十分な点のあるプロジェクトも見受けられた。

また、本領域の成果の俯瞰として、「いつまでも活躍できる社会」「長く健康でいられる社会」「いつまでも安心して暮らせる社会」という3つの具体的な要件を挙げた上で、「高齢社会領域の社会技術の成果の俯瞰図」が整理されており、目標に照らして具体的な成果がどのように創出されたかが示されている。研究開発プロジェクトのバランス、領域総括の方針、プロジェクトのマネジメント、その他の研究開発領域としての活動なども、領域総括のみならず領域アドバイザーの献身的な活動を通して行われ、研究開発領域が設定した目標については、ある程度目標達成されたと判断する。

2-4. 社会技術研究開発センターの今後の事業運営改善への提案等

各プロジェクトに担当として複数名の領域アドバイザーを配置し、領域全体の目標との整合性やアプローチを指導するシステムは意義があったと考える。他方、プロジェクトとの連帯感が強すぎる場合には、プロジェクト目標達成のためのより革新的な提案や方針変更などについて十分に議論ができない懸念もある。今後、領域アドバイザーの役割や責務をより明確にするとともに、プロジェクトに応じて専門性の高いアドバイザーを新たに加えることは有益と考える。

評価委員会の評価を有意義なものにするためには、評価結果が領域活動やRISTEXの事業運営の改善により活用される仕組みを構築することが必要ではないか。あるいは、評価結果がどのように反映・活用されたかのフィードバックを行うことも一つの方法と思われる。このような仕組みや工夫が、評価委員の立ち位置を明確にすることに繋がり、評価委員のモチベーションにも好影響をもたらすと考える。また、コミュニティにおける実装実験を適切に評価するには、コミュニティが変化していくプロセスをみていく必要があるが、報告書とプレゼンテーションだけからプロセスを把握することには限界があることを指摘しておきたい。

検討経緯

平成27年度第4回評価委員会

平成28年1月26日

議事：

1. 領域総括からの報告
2. 総合討議
3. 統合実装プロジェクト構想について
4. 所見付与のための委員による討議

平成27年度第5回評価委員会

平成28年3月8日

議事：

1. 評価委員会報告書について
2. 所見について
3. 総合討議

○戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)の実施に関する規則

(平成 17 年 7 月 8 日平成 17 年規則第 70 号)

平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規則第 121 号

第 3 章 事業の評価

第 1 節 通則

(評価方法等)

第 49 条 事業に係る評価は、事業に係る評価実施に関する規則(平成 15 年達第 44 号)に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(評価の基本方針)

第 50 条 事業の目的は、社会における具体的問題の解決を通じ、国またはセンターが定める目標等の達成を図り、以て社会の安寧に資することにある。このため、評価にあたっては、社会問題の解決に取り組む者、自然科学に携わる者、人文・社会科学に携わる者等による評価を含めるとともに、外部有識者による中立で公正な評価を行うことを基本方針とする。

(評価における利害関係者の排除等)

第 51 条 評価にあたっては、公正で透明な評価を行う観点から、利害関係者が加わらないものとする。

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 被評価者と親族関係にある者

(2) 被評価者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者

(3) 緊密な共同研究を行う者

(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは被評価者の研究課題の中での研究分担者など、被評価者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)

(4) 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者

(5) 被評価者の研究開発プロジェクトと直接的な競争関係にある者

(6) その他センターが利害関係者と判断した場合

(被評価者への周知)

第 52 条 評価の担当部室は、評価の目的及び評価方法(評価時期、評価項目、評価基準及び評価手続き)を被評価者に予め周知するものとする。

(評価方法の改善等)

第 53 条 評価の手続きにおいて得られた被評価者の意見及び評価者の意見は、評価方法の改善等に役立てるものとする。

第 2 節 研究開発領域に係る評価

第1款 研究開発領域の評価

(評価の実施時期)

第54条 研究開発領域の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(3) 事後評価

研究開発領域の終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事後評価)

第57条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発領域の目標の達成状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、今後の事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発領域の目標の達成状況

イ 研究開発マネジメントの状況

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

第3条第2項に規定する領域・プログラム評価委員会又は第15条に規定する運営評価委員会が行う。それぞれの委員会が担当する領域、プログラム及びプロジェクトについては、別に定める。

(4) 評価の手続き

被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2款 研究開発領域における研究開発プログラムの評価

(評価の実施時期)

第58条 研究開発領域における研究開発プログラムの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(3) 事後評価

研究開発プログラムの終了後できるだけ早い時期に実施する。

(研究開発領域評価と研究開発プログラム評価との関係)

第59条 前条第2号、第3号に定める中間評価、事後評価において、1研究開発領域が1研究開発プログラムで構成されている場合には、当該研究開発領域の評価に当該研究開発プログラムの評価を包含する形で行うことができる。

(事後評価)

第62条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プログラムの達成状況

イ 研究開発マネジメントの状況

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

第3条第2項に規定する領域・プログラム評価委員会又は第15条に規定する運営評価委員会が行う。それぞれの委員会が担当する領域、プログラム及びプロジェクトについては、別に定める。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第3款 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第63条 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクト評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(3) 事後評価

研究開発終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事後評価)

第66条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況

イ 社会的貢献等の状況及び将来展開の可能性

ウ 研究開発を通じての新たな知見の取得等の研究開発成果の状況

エ その他

なお、上記ア、イ及びウに関する具体的基準並びにエについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。